

公立小中学校施設整備に係る財源の確保、拡充について

東海部会提出
説明担当 松阪市

(理由)

公立小中学校施設は未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場である。また、災害発生時には避難所として市民の命を守る拠点となる大変重要な場所でもある。その一方で、地方自治体にとっては学校施設の老朽化が深刻な課題となっており、老朽化対策を含む教育環境の改善が急務となっており、早急に対処しなければ、子どもたちが安全で安心して快適な学校生活を送ることができる教育環境の確保ができなくなる事態が想定される。

人口急増期に多くの学校施設を整備してきた地方自治体にとっては、一斉に老朽化が進行している状況であり、建築基準法第12条に基づく、損傷、腐食、劣化の状況を調査し老朽化を確認するための点検を行うなどして、計画的に施設の改築・長寿命化に取り組んでいかなければならない。

また、学校施設環境改善交付金について、補助率は3分の1であるが、補助基準単価と実工事単価の額が著しくかけ離れており、実工事費に対する割合は1~2割程度にしか達しないのが現状であり、財政面に与える影響は大きい。

適切な教育環境の確保は、国及び地方自治体の責務である。計画的に学校施設の良好な教育環境と防災機能を維持できるように、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 公立小中学校施設の老朽化対策や長寿命化に関する財源措置を継続的に講ずること。
- 2 学校施設環境改善交付金について、補助基準単価の増額及び補助率の引き上げ措置を講ずること。